

(陳受28第12号)

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備を求める意見書の提出に関する陳情

受理年月日

平成28年2月18日

陳情者

陳情の要旨

我が国では、離婚後、実質的に片方の親の養育権が認められていないことから、親権と監護権の確保を有利に進めるために、片方の親による同意なき子の連れ去りと、親子引き離しが後を絶ちません。そしてそれらを正当化するため、捏造されたDV主張も確認されています。みずからの同意なく不当に子を連れ去られた親は、継続性の原則のもと、親権・監護権を奪われ、面会交流が認められず、愛する我が子と全くの断絶状態となってしまいます。このような親が多数存在し、その苦しみの余り自殺してしまう事例も確認されています。

一方的な子の連れ去り・引き離しは、子の成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国では誘拐や児童虐待となるのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ家庭裁判所が監護の継続性を重視する余り、先に監護を始め、これを継続している事態を法的に追認していることから生じています。

近年の精神医学や児童心理学の研究から、連れ去りや引き離しは、子の健全な成長にさまざまな悪影響を及ぼすことが報告されています。片親疎外と呼ばれる、引き離された親との適応性の破壊や、自己肯定感の欠如など、その影響は子の人生に長く影を落とすことが懸念されます。

子の健全な成長には、同居親・別居親双方から愛情と養育を受け続けることが望ましく、別居親も子の成長にかかわっていくことが、離婚後の子の精神的・経済的負担を和らげ、長期的に子の最善の利益に資することから、離婚や別居による悲惨な親子関係の断絶状態を解消及び、防止する法整備が急務であると考えます。

よって武蔵野市議会において、国及び関係行政庁に対し以下の5点を盛り込む法整備と、関連する諸施策の拡充を求める意見書の提出を求め、陳情いたします。

記

1 子どもの連れ去りの禁止

同意なく不当に子どもを連れ去った場合には、子どもを速やかに元の場所に戻し、養育について話し合うこと。子どもを速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。

2 面会交流の拡充

親子が離れて暮らしている場合において、面会交流の権利を明確にし、回数や宿泊においては十分な日数を確保できることとすること。ただし、虐待などの例は除く。

3 フレンドリーペアレントルールの導入

主たる養育親の決定はフレンドリーペアレントルールによるものとする。

4 養育計画の作成義務化

共同養育計画の作成を離婚時の義務とし、離婚の成立要件とすること。面会交流及び養育の取り決めを盛り込むこと。そして養育費についても取り決めること。

5 DV法の運用改善

DVの判断は、被害を申し立てた者の主観的な意見のみで判断をせず、特に精神的DV主張については、双方の主張を確実に聴取し、客観的な基準による専門家の確認の手順を加えること。